

スポーツ少年団登録者処分基準 別表

表1. 少年団登録者、関係者等に対する身体への不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為（暴力・体罰）

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者が傷害を負わなかった	活動停止 6 か月
被害者が全治 1 か月未満の傷害を負った	活動停止 1 2 か月
暴力、体罰等により、 ①被害者が全治 1 か月を超える傷害を負った ②死亡するに至った ③重大な後遺障害が残る傷害を負った ④刑事処分をされた	登録取消し ※ 再登録禁止期間については、 1 2 か月以上とする
<p><考慮すべき要素></p> ①違反行為の態様（故意か過失か・暴行の程度・内容・部位、回数や継続性、被害者数等） ②加害者の地位・立場・年齢、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者の身体的負荷の程度（暴行にとどまるか、傷害や死亡に至ったか） ⑥被害者の心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む） ⑦被害者の人数、被害者のスポーツ少年団活動への影響の程度（スポーツ少年団活動の休止・停止の状況や所属団からの退団の有無等を含む） ⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨被害者の言動、態度等 ⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）	
<p><加重・軽減要素の例></p> ○加重要素（処分内容を重くする） 加害者あるいは被害者が複数の場合、傷害の程度が重度な場合、傷害によりスポーツ少年団での活動の継続が困難になるなど重大なスポーツ権の侵害があった場合、退団・転校・不登校など被害者の日常生活に大きな影響を与えた場合、複数回又は継続的に行われていた場合等 ○軽減要素（処分内容を軽減する） 真摯に反省している場合、示談が成立している場合、解雇・退職等他で制裁を受けている場合、処分内容により団に所属する子どもたちの活動が著しく制限される場合等	

表2. 少年団登録者、関係者等に対する人格を否定するような発言・侮辱等（以下「暴言等」という。）心身に有害な影響を及ぼす言動

違反行為の程度・結果	処分内容
偶発的な暴言等で、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ少年団での活動環境を悪化させるまでに至らなかった	注意
継続的あるいは悪質な暴言等で、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ少年団での活動環境を悪化させるまでに至らなかった	嚴重注意
暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ少年団活動に支障が生じた	活動停止 1 2 か月
暴言等を繰り返し、 ①退団など当該スポーツ少年団活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④刑事処分をされた	登録取消し ※ 再登録禁止期間については、 1 2 か月以上とする
<p><考慮すべき要素></p> ①違反行為の態様（故意か過失か、回数や継続性、被害者数等） ②加害者の地位・立場・年齢、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む） ⑥被害者の人数、被害者のスポーツ少年団活動への影響の程度（スポーツ少年団活動の休止・停止の状況や所属団からの退団の有無等を含む） ⑦加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑧被害者の言動、態度等 ⑨加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <p><加重・軽減要素の例></p> ○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、用いられた暴言内容や暴力の程度が重い場合、暴言等を行った期間が長い場合や回数が多い場合、被害者が未成年の場合等 ○軽減要素 真摯に反省している場合、示談が成立している場合、解雇・退職等他で制裁を受けている場合、処分内容により団に所属する子どもたちの活動が著しく制限される場合等 <p>【本基準を準用しうる類似事案】 少年団登録者による、特定の者を無視したり、正当な理由なく練習させない等、立場を利用した嫌がらせ行為</p>	

表3. 少年団登録者、関係者等に対する身体的接触を含むわいせつ行為等心身に有害な影響を及ぼす言動

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者は強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ少年団での活動環境を悪化させるまでに至らなかった	活動停止12か月
わいせつ行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ少年団活動に支障が生じた	活動停止24か月
わいせつ行為を繰り返し、 ①被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、退団など当該スポーツ少年団活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④刑事処分をされた	登録取消し ※ 再登録禁止期間については、24か月以上とする
<p><考慮すべき要素></p> <p>①違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等）</p> <p>②加害者の地位・立場・年齢、被害者との関係</p> <p>③加害者の人数</p> <p>④違反行為による結果や影響</p> <p>⑤被害者における身体的負荷の程度</p> <p>⑥被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む）</p> <p>⑦被害者の人数、被害者のスポーツ少年団活動への影響の程度（スポーツ少年団活動の休止・停止の状況や所属団からの退団の有無等を含む）</p> <p>⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯</p> <p>⑨被害者の言動、態度等</p> <p>⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）</p> <p><加重・軽減要素の例></p> <p>○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、わいせつ行為を行った期間が長い場合や回数が多い場合等</p> <p>○軽減要素 真摯に反省している場合、示談が成立している場合、解雇・退職等他で制裁を受けている場合、処分内容により団に所属する子どもたちの活動が著しく制限される場合等</p>	

表4. 少年団登録者、関係者等の意に反して行った、わいせつな言辭、性的な内容の電話・手紙・電子メールの送付、つきまとい等の性的な言動（以下「性的言動」という。）

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ少年団での活動環境を悪化させるまでに至らなかった	活動停止12か月
性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ少年団活動に支障が生じた	活動停止24か月
性的言動を繰り返し、 ①被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、退団など当該スポーツ少年団活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④刑事処分をされた	登録取消し ※再登録禁止期間については、24か月以上とする
<p><考慮すべき要素></p> ①違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等） ②加害者の地位・立場・年齢、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む） ⑥被害者の人数、被害者のスポーツ少年団活動への影響の程度（スポーツ少年団活動の休止・停止の状況や団からの退団の有無等を含む） ⑦加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑧被害者の言動、態度等 ⑨加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）	
<p><加重・軽減要素の例></p> ○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、性的言動を行った期間が長い場合や回数が多い場合等 ○軽減要素 真摯に反省している場合、示談が成立している場合、解雇・退職等他で制裁を受けている場合、処分内容により団に所属する子どもたちの活動が著しく制限される場合等	

表5. 少年団登録者、関係者等に対し行った、体力や競技力の向上、健康増進等とは明らかに無関係な、いわゆる「しごき」や「おいこみ」、罰としての特訓など不適切な指導やスポーツ少年団活動（以下「不適切な指導や活動」という。）

違反行為の程度・結果	処分内容
偶発的に行われた不適切な指導や活動であったが、被害者のスポーツ少年団活動に支障が生じるまでに至らなかった	注意
継続的に行われたあるいは悪質と認められる不適切な指導や活動であったが、被害者のスポーツ少年団活動に支障が生じるまでに至らなかった	嚴重注意
不適切な指導や活動を繰り返し、被害者が心身に傷害を負うなど、被害者及びその周囲の者のスポーツ少年団活動に支障が生じた	活動停止 1 2 か月
不適切な指導や活動を繰り返し、 ①被害者の心身に傷害を負わせ、退団など当該スポーツ少年団活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な傷害を与えた ④刑事処分をされた	登録取消し ※ 再登録禁止期間については、 1 2 か月以上とする
<p><考慮すべき要素></p> ①違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等） ②加害者の地位・立場・年齢、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者における身体的負荷の程度（外傷・スポーツ障害発生の有無・程度等） ⑥被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む） ⑦被害者の人数、被害者のスポーツ少年団活動への影響の程度（スポーツ少年団活動の休止・停止の状況や所属団からの退団の有無等を含む） ⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨被害者の言動、態度等 ⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等）	
<p><加重・軽減要素の例></p> ○加重要素 不適切な指導や活動であることを知っていながら不適切な指導や活動を行った場合、加害者あるいは被害者が多数いる場合、傷害や後遺障害の程度が重度である場合、不適切な指導や活動を行った期間が長い場合、スポーツ少年団での活動の継続が困難になった場合等 ○軽減要素 真摯に反省している場合、示談が成立している場合、処分内容により団に所属する子どもたちの活動が著しく制限される場合等	

表6. 所属団における横領、窃取、詐取、各種補助金・助成金の不正受給、脱税等の不適切な経理処理（以下「不適切な経理処理」という。）

違反行為の程度・結果	処分内容
他者が不適切な経理処理が行われていることを知っていながら適切な機関・団体・人物に報告しなかった	活動停止12か月
不適切な経理処理を行い、他の目的に流用した	活動停止24か月
不適切な経理処理を行い、 ①自己の利益を図った ②刑事処分をされた	登録取消し ※ 再登録禁止期間については、 24か月以上とする
<p><考慮すべき要素></p> <p>①違反行為の態様（故意か過失か、程度、回数や継続性、被害額等）</p> <p>②加害者の地位・立場・年齢</p> <p>③加害者の人数</p> <p>④違反行為による結果や影響</p> <p>⑤被害者のスポーツ少年団活動への影響の程度（スポーツ少年団活動の休止・停止の状況や所属団からの退団の有無等を含む）</p> <p>⑥加害者の動機、違反行為に至る経緯</p> <p>⑦加害者の事後の対応（反省、関係者への謝罪、被害の回復・弁償等）</p> <p><加重・軽減要素の例></p> <p>○加重要素 不適切な経理処理であることを知っていながら不適切な経理処理を行った場合、加害者が多数いる場合、被害額の程度が高額である場合、不適切な経理処理を行った期間が長い場合等</p> <p>○軽減要素 真摯に反省している場合、被害の弁償が行われている場合、示談が成立している場合、処分内容により団に所属する子どもたちの活動が著しく制限される場合等</p>	